# 国立研究開発法人理化学研究所 計算科学研究センター

# 株式会社ソフトバンク データ基盤戦略本部

# 国立大学法人大阪大学 量子情報・量子生命研究センター

# 国立大学法人東京大学情報基盤センター

# 及び

# ●●●●●株式会社

量子-HPC連携プラットフォームにおける

テストユーザープログラムに関する連携・協力に関する覚書

国立研究開発法人理化学研究所（以下「甲1」という。）、株式会社ソフトバンク（ 以下「甲2」という。）、国立大学法人大阪大学（ 以下「甲3」という。）、国立大学法人東京大学（ 以下「甲4という。甲1、甲2、甲3及び甲4の一部または全員のいずれも含む意味で「甲」という。）と、●●●●●株式会社（以下「乙」という。）は、甲1と甲2がNEDOから受託し、甲1は甲3及び甲4と共同実施する「ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業／ポスト５Ｇ情報通信システムの開発／計算可能領域の開拓のための量子・スパコン連携プラットフォームの研究開発」における量子-HPC連携プラットフォームにおけるテストユーザープログラムに関する連携・協力に関し、以下の通り覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条　本覚書は、甲及び乙が両機関の研究開発能力及び人材等を活かし、量子スパコン連携プラットフォームのテストユーザープログラムにおいて連携・協力をすることにより、同プラットフォーム及び量子-HPC連携アプリケーション・ソフトウエアの高度化を図ると共に、同プラットフォームのユーザーコミュニティの醸成、振興に貢献すること（以下「本目的」という。）を目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は、平等互恵の精神に基づき、本目的を達成する範囲において、甲乙が同意したテストユーザープログラムの取組テーマ（本覚書締結時においては別紙１に掲げる取組テーマが予定されており、甲乙間の覚書により取組テーマを追加若しくは変更することができる。以下「本取組テーマ」という。）に関する次の事項について、連携・協力を推進する。

(１) 研究協力及び研究連携

(２) 人材交流

(３) 人材育成

(４) 情報交換及びセミナー、シンポジウム等の開催

(５) その他甲及び乙が必要と認めて合意した事項

２　本覚書に基づき個別具体的な共同研究等を実施する際には、別途書面による契約を締結するものとする。

（主管部署及び担当者）

第３条 本覚書にかかる連携・協力を担当する主管部署及び担当者は別紙２のとおりとする。

２　甲及び乙は、互いの同意を得た上で、別紙２に掲げた担当者の変更、追加もしくは削減を行うことができる。ただし代表者を変更する場合には、甲乙間で別途覚書を取り交わすものとする。

（研究協力者の参加）

第４条　甲及び乙のいずれかが、本取組テーマの遂行上、甲乙いずれにも所属しない第三者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該第三者を研究協力者として本取組テーマに参加させることができる。

２　当該第三者が研究協力者となるに当たっては、当該第三者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙は、当該研究協力者に対し本覚書に基づき自己が有する義務と同等の義務を課すとともに、本取組テーマにおける当該研究協力者の一切の行為について、相手方に対し責任を負うものとする。

３　本取組テーマにおいて、別紙２に記載のとおり乙の研究協力者が参加することについて甲は予め同意する。

４　研究協力者が本取組テーマにおいて知的財産をなした場合は、第９条の規定を準用するものとする。

（研究施設及び装置の使用）

第５条 甲及び乙は本取組テーマのために必要な施設及び装置（電子計算機を含む）を、互いの同意を得て相互に使用することができる。なお使用にあたっては、相手方の定める規程や規則等に従うものとする。

２ 本取組テーマにおいて、スーパーコンピュータ「富岳」（以下「富岳」という。）及び量子計算機の利用にあたり、乙は甲の定める誓約事項に同意し、かつ富岳及び量子計算機利用における甲の研究代表者の承諾を得た上で、富岳利用規則等並びに関係法令を遵守して利用しなければならない。

３ 乙の研究協力者が富岳及び量子計算機を利用する場合は、富岳及び量子計算機利用における甲の研究代表者の承諾を得た上で、乙は当該研究協力者に対し甲の定める誓約事項に同意させ、かつ当該研究協力者が富岳利用規則等並びに関係法令を遵守するよう義務を課すとともに、その管理監督責任を負う。

（職員等の派遣）

第６条　甲及び乙は、本覚書の連携・協力のために必要と認められるときは、甲及び乙の内部規程等に基づき、都度相手方の承諾を得た上で、職員及び従業員を相互に派遣することができる。

（客員身分等の付与）

第７条 甲及び乙は、本目的のために必要と認められるときは、相手方の職員等を、客員等の適切な身分で受け入れることができる。当該受け入れにあたっては、受け入れ機関で定める内部規程等に基づき、別途必要な手続きを行うこととする。

（秘密情報の取扱い）

第８条　甲及び乙は、あらかじめ相手方の同意を得た場合を除き、相手方から秘密と明示のうえ開示された情報（口頭の場合は、開示の時点で秘密と明言され、開示後３０日以内に秘密と明示のうえ電子メールを含む書面で通知されたもの。以下、あわせて「秘密情報」という。）を秘密として保持し、本目的以外の目的に使用してはならず、又本目的のために知る必要のある自己の職員並びに甲が本契約と同等の義務を書面で課して本目的にかかわる作業の全部または一部について委嘱をした客員研究員等（以下総称して「職員等」という）以外に開示、漏洩してはならないものとし、自己の職員等に対してその徹底を図らなければならない。ただし、次の各号に該当するものは除く。

（１）相手方から開示された時点で、既に公知公用とされていたもの

（２）相手方から開示された以降に、開示された当事者の責によらず公知となったもの

（３）相手方から開示された時点で、既に自己で所有していたことを証明できるもの

（４）正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの

（５）開示された情報によることなく、独自に開発・取得したことが証明できるもの

２　甲及び乙は、本取組テーマに学生を関与させる場合には、当該学生に自己が負う義務と同等の秘密保持義務を順守するよう必要な教育・指導を行うものとする。

３　甲及び乙は、本取組テーマの終了後又は相手方から要請があったときは、遅滞なく、秘密情報（相手方から受領した情報に限る）を記した文書その他の記録媒体を、当該相手方に返却又は廃棄しなければならない。

４　甲及び乙は、本取組テーマを遂行するにあたり、本事業の委託者であるNEDOに本覚書に関する情報（覚書件名、覚書締結日、覚書相手先の名称、有効期間、別紙1の内容、成果報告書等）及び進捗に係る情報を開示できることを確認する。

５　第１項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法律、規則、政府又は裁判所の命令等に基づき秘密情報の開示を求められた場合には、速やかにその旨を相手方に通知するものとする。この場合において、秘密情報の開示を求められた者は、当該秘密情報を必要最小限の範囲に限り、相手方の事前の同意を得ることなく当該裁判所、行政機関等に開示することができる。

６　第１項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本覚書に関する情報（覚書件名、覚書締結日、覚書相手先の名称、有効期間、別紙1の内容及び成果報告書において甲乙が合意した範囲の情報等）を政府等に提供又は公表することができる。

７　第１項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本契約の目的のために必要な範囲で弁理士、弁護士等の職務上守秘義務を負う外部専門家に対して秘密情報を開示することができる。ただし、外部専門家による秘密保持義務の違反は開示した当事者による違反とみなす。

（知的財産の取扱い）

第９条　本取組テーマの実施の過程において、甲が乙に利用環境を提供する量子-HPC連携プラットフォーム、同プラットフォームを構成するHPC（富岳等）、量子計算機、量子計算機のシミュレータ等を用いて、乙が開発したアプリケーションのアルゴリズム／ソフトウェアに係る知的財産権は乙に帰属する。

２　本取組テーマの実施のために又は本取組テーマの実施によりなされた、以下の知的財産は甲乙の共有とし、甲乙は原則無償で利用することができる。ただし甲乙間で別途合意した場合はこの限りではない。

（１）本取組テーマにおける別紙1の内容

（２）乙が開発し実行するアプリケーションプログラムの実行プロファイル（実行時間、同期待ち時間などの実行履歴）

（３）本取組テーマの実施・評価結果から得られた課題や要改善事項などの情報

（４）成果報告書の内容

３　本取組テーマの実施において提供される、または、本取組テーマの実施の過程もしくは本取組テーマの実施をもとに創出される、以下の各号の知的財産は甲に帰属する。乙は、以下の各号に係る情報について、秘密情報として、第８条第１項、第２項、第３項及び第５項に従い取り扱わなければならない。

（１）甲が乙に利用環境を提供する量子-HPCハイブリッドプラットフォームに関する知的財産

（２）本取組テーマの実施・評価結果から得られた課題や要改善事項などの情報をもとに行うハイブリッドシステムの機能／性能改善に関する知的財産

４　本取組テーマの実施にあたり利用するHPC（富岳等）及び量子計算機などのバックグラウンド知的財産の改良・改善に係る知的財産は、当該バックグラウンド知的財産に係る権利を有する者に帰属する。

５　本条第１項～第４項の定めにない事項又は本条第１項～第４項に関して疑義が生じた場合には、その都度甲乙が誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

（成果の公表）

第１０条　甲及び乙は、本条の規定に従って、本取組テーマの成果の全部又は一部を発表し又は公開すること（以下、「成果の公表」という。）ができることを確認する。

２　成果の公表を希望する者は、あらかじめ他の契約当事者と協議して、その同意を得なければならない。ただし、第９条第１項及び第３項に該当する甲又は乙に単独に帰属する知的財産のみに関する成果の公表に関しては、当該成果が単独帰属する当事者は、他の契約当事者の同意を得ずに、当該成果を公表できる。

３　甲及び乙は、成果の公表にあたってはNEDOへの謝辞を記載する

（関連法規制遵守、安全保障輸出管理）

第１１条　甲及び乙は、国内外で適用される、贈収賄の禁止、私的独占の禁止、公正な取引の確保、不正な競争の防止、安全保障貿易管理、その他本契約書に関連する法規制・条例、指針等を遵守する。

２　甲及び乙は、本覚書に従って相手方から提供される貨物（機器、試料等を含むが、これらに限定されない。以下、同じ。）又は技術を、輸出又は提供する場合は、「外国為替及び外国貿易法」とこれに基づく政令、省令、通達等、並びに適用される外国政府の関係法令等（米国輸出管理規則を含むが、これに限定されない。）を遵守しなければならない。

３　甲及び乙は、本契約に従って他の契約当事者から提供される貨物又は技術を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は使用等の目的、軍事用途あるいはその他の国際的平和及び安全の維持の妨げとなる目的で自ら利用をしてはならず、又、かかる目的を有すると認識し得る第三者に直接・間接を問わず輸出又は提供してはならない。

（有効期間）

第１２条　本覚書の有効期間は、２０２●年●●月●●日から２０２●年●●月●●日までとする。ただし当該期間は、甲及び乙が協議の上、書面による合意によって、これを延長又は短縮することができる。

２　本覚書は、前項の有効期間が満了したとき、又は甲及び乙の双方若しくは一方が解約を申し出て双方協議の上、書面により合意が得られたときのいずれかをもって終了とする。

３　前第２項の規定にかかわらず、第２条第２項及び第７条の規定に基づき締結された個別契約等の有効期間は、それぞれの定めに従うものとする。

（その他）

第１３条　本覚書に定めのない事項又は本覚書に関して疑義が生じた場合には、その都度甲乙が誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書5通を作成し、甲１、甲２、甲３、甲４及び乙はそれぞれ 1 通を保管する。

２０２●年●●月●●日

|  |
| --- |
| 甲1 兵庫県神戸市中央区 港島南町７丁目１番２６号国立研究開発法人理化学研究所 |
| 計算科学研究センター |
| センター長　松岡 聡 |

|  |
| --- |
| 甲2 東京都港区海岸一丁目７番１号ソフトバンク株式会社 |
| テクノロジーユニットデータ基盤戦略本部 |
| 執行役員本部長　丹波 廣寅 |

|  |
| --- |
| 甲3 大阪府豊中市待兼山町１番２号国立大学法人大阪大学 |
| 量子情報・量子生命研究センター |
| センター長　北川 勝浩 |

|  |
| --- |
| 甲4 千葉県柏市柏の葉6-2-3国立大学法人東京大学情報基盤センター |
| センター長　千葉 滋 |
|  |

|  |
| --- |
| 乙 　　 |
|  |
|  |

別紙１

|  |  |
| --- | --- |
| テストユーザープログラム研究テーマ |  |
| 概要 |  |
| 研究タイムライン |  |

別紙２

|  |
| --- |
| 主管部署 |
| 甲 | 国立研究開発法人理化学研究所 計算科学研究センター 量子HPC連携プラットフォーム部門 |
| 乙 |  |

|  |
| --- |
| 担当者 |
|  | 代表者 | 氏名 | 所属・職名 | 「富岳」及び量子計算機の利用 |
| 甲 | ○ | 佐藤 三久 | 国立研究開発法人理化学研究所 計算科学研究センター 量子HPC連携プラットフォーム部門　部門長 | [x] 有　[ ] 無 |
|  | 宮田 聡 | 株式会社ソフトバンク テクノロジーユニット統括 データ基盤戦略本部 ソリューション開発統括部 ソリューション企画部　部長 | [x] 有　[ ] 無 |
|  | 上田 宏 | 国立大学法人大阪大学 量子情報・量子生命研究センター　准教授 | [x] 有　[ ] 無 |
|  | 中島 研吾 | 国立大学法人東京大学 情報基盤センター スーパーコンピューティング研究部門　教授 | [x] 有　[ ] 無 |
| 乙 | ○ |  |  | [ ] 有　[ ] 無 |
|  |  |  | [ ] 有　[ ] 無 |
|  |  |  | [ ] 有　[ ] 無 |
|  |  |  | [ ] 有　[ ] 無 |
| 乙の研究協力者 |  |  |  | [ ] 有　[ ] 無 |
|  |  |  | [ ] 有　[ ] 無 |
|  |  |  | [ ] 有　[ ] 無 |
|  |  |  | [ ] 有　[ ] 無 |